

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年2月15日 政策調整会議
開 催 日 時	午前 9時00分 平成24年2月15日（水） ～ 午前12時00分
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	<p>田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、関根会計管理者、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、蕪木監査委員事務局主幹兼局次長（星野監査委員事務局長代理）</p> <p>（担当課1） 清水環境保全課長、関根同課長補佐、同課環境保全係伊藤主査</p> <p>（担当課2） 石井福祉課長、奥田同課主幹兼課長補佐、同課障害福祉係佐久間主査</p> <p>（担当課3） 目崎長寿はつらつ課長、秋元同課専門員兼高齢者支援係長、平塚同課専門員兼介護サービス係長</p> <p>（事務局） 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係飯沼主事</p>
会 議 内 容	<p>（1）第2次朝霞市環境基本計画（案）について</p> <p>（2）第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画（案）について</p> <p>（3）第5期朝霞市高齢者福祉計画（案）について</p>

<p>会 議 資 料</p>	<p>(1) 第2次朝霞市環境基本計画(案) 第2次朝霞市環境基本計画(案)の概要</p> <p>(2) 第4次朝霞市障害者プラン第3期朝霞市障害福祉計画(案) 第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画(案)の概要</p> <p>(3) 第5期朝霞市高齢者福祉計画(素案) 第5期介護保険事業計画についての施設整備(案) 第5期介護保険料段階(案) 第5期朝霞市高齢者福祉計画案に関する職員コメントへの対応 第5期朝霞市高齢者福祉計画の概要</p>												
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="563 920 1378 969"> <input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="563 969 1378 1019"> <input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="563 1019 1378 1068"> <input type="checkbox"/>要点記録 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="563 1068 1378 1117"> <input type="checkbox"/>電磁的記録での保管(保存年限 年) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1117 970 1261"> 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 </td> <td data-bbox="970 1117 1378 1261"> <input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="563 1261 1378 1357"> 会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁 </td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		<input type="checkbox"/> 要点記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)		電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録													
<input type="checkbox"/> 要点記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)													
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月												
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁													
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>													

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

(1) 第2次朝霞市環境基本計画（案）について

【説明】

(清水環境保全課長)

- ・第1次環境基本計画については、平成14年度を初年度、目標年次を平成23年度としての策定を行い、環境の保全等と循環型社会の構築への取組等に関する施策を、総合振興計画と連携して進めていった。
- ・第1次環境基本計画が目標年次を迎え、新たな環境問題への的確な対応を総合的・計画的に展開し図っていくために、平成22、23年度の2か年で、第1次朝霞市環境基本計画の見直しを行い、第2次朝霞市環境基本計画として策定する。
- ・10頁をご覧いただきたい。計画の期間については、平成24年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とした。目標年次までの間に環境や社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画や重点的取組を見直し、改定を行うものとする。
- ・計画の構成は、第1章は計画の基本的な考え方について、第2章は環境の概要として、朝霞市の現況と市民、事業者アンケート調査結果から出た環境意識について、第3章は望ましい環境像とその実現に向けて、として望ましい環境像と環境目標について、第4章は環境施策の展開について、第5章は市民、事業者との協働で展開する重点施策について、となっている。
- ・29頁をご覧いただきたい。第1次の環境基本計画では「自然との調和を求め行動するまち朝霞」を望ましい環境像としていたが、第2次環境基本計画では、市民アンケート調査の結果から、朝霞市の好きな場所として、水辺や公園などの緑地が圧倒的に多く、また、環境保全上優先して行うべきことについても緑の保全や緑化、水辺の整備などが上位であったこと、さらには、武蔵野の原風景である斜面緑地や屋敷林といったまとまりのある樹林が残っていることから「水と緑を育む 環境にやさしいまち 朝霞」を望ましい環境像とした。
- ・望ましい環境像実現のため、五つの環境目標を定めた。「健全な環境の確保」、「自然との共生」、「魅力あるまちなみの創造」、「低炭素・循環型社会の構築」、「環境パートナーシップの推進」の五つの環境目標を掲げ、その目標達成に向けた取組を展開していく。
- ・36、37頁をご覧いただきたい。5つの環境目標を実現するために、それぞれの環境目標ごと、施策の方向を示した個別目標を設定している。
- ・例として、一番上の健全な環境の確保の個別目標としては、「きれいな空気」、「きれいな水と土」、「明るく静かなまち」、「安全なまち」の四つの個別目標がある。個別目標は、37頁にあるように基本施策があり、それぞれ右に該当する頁が振ってあり、四つの重点的取組との関連が青い線で繋がっている。
- ・近年特に、省資源・省エネルギーをはじめ、自然エネルギー等再生可能エネルギーなど

の有効活用と温室効果ガス排出量の削減を図っていくことの必要性が高まっており、省エネや省資源、太陽光発電等自然エネルギー活用の取組を進めていくとともに、都市における緑や水辺が有している温室効果ガス吸収機能やヒートアイランド対策により、今残されている緑地や水辺の保全や再生を進めていく必要がある。

- ・第2次環境基本計画では、このような視点に立って、市民と協働で進めていく重点的取組として、37頁の右に、「水と緑の環」、「低炭素の環」、「資源の環」を掲げている。また、こうした重点的取組を協働で進めていくためには、市民の環境に対する理解と協力が必要となる。そのため、従来に増して、幅広い実践的人材づくりと協働の展開を目指した市民の環境教育・環境学習の機会の充実が求められており、四つ目の「環」として「環境学習の環」を掲げ、その充実と展開を図っていく。
- ・87頁をご覧ください。第5章では市民、事業者との協働の展開で、四つの重点的取組を定め、市の重点的施策と環境指標を示し、市民、市民団体、事業者については、それぞれの役割と主な取組の方向を示している。
- ・88頁をご覧ください。一つ目の重点施策「水と緑の環」であるが、市の取組と環境指標を掲げており、表の右には施策の所管課と関係する課を記載している。また、下の環境指標であるが、中間目標値については、第4次総合振興計画後期基本計画の目標値と同様に平成27年度の目標値としている。
- ・89頁には市民、市民団体、事業者の役割と主な取組の展開をあげている。第2次環境基本計画では、環境パートナーシップの環を掲げ、環境パートナーシップによる取組の展開を進めながら、協働事業や取組の推進と進行管理を図っていくことがポイントとなっている。また、今回検討委員会並びに審議会において一番の議論となった問題として、東日本大震災を起因とした福島第一原子力発電所事故による放射線物質による環境汚染への対応があった。
- ・86頁をご覧ください。放射線への対応については、当初は個別目標1-4「安全なまち」の有害物質の中の一項目としていたが、環境汚染への対応は重要なものであることから、別立てで新たな項目を設けた。教育環境常任委員会の所管事務調査の際にも、基本計画の中に農作物、水、食の安全について記載すべきだとの委員からのご意見を受け、審議会に報告をおこなったが、放射線の対応については、現行の環境基本法においても、放射性物質による汚染への対応が想定されておらず、法改正の準備が進められているところであり、未だ不確定な要素が多いこと、また、埼玉県においても現在環境基本計画の策定が進められているが、パブリック・コメントの際の素案を見ると、朝霞市と同様に、環境汚染への対応として現況、課題、対応を記載していることから、86頁のような表現とした。
- ・アンケート調査については、一般成人、中学1年生並びに事業者を対象に実施した。パブリック・コメントについては、7人の方から206件のご意見をいただき、検討委員会、審議会での議論を踏まえ、できる限り修正し計画に反映した。アンケート調査の概要については、105頁から110頁に記載している。

【意見等】

(関根会計管理者)

- ・計画期間を平成24年度から平成32年度までの9年間としているのは何故か。
- ・3月11日の東日本大震災を受け、放射性物質の問題が86頁に記載されているが、ここで記載されていること以外に、自然エネルギーについて、どのような議論があったのか。
- ・パブリック・コメントはどう反映されているのか、より詳しく教えていただきたい。

(清水環境保全課長)

- ・次期総合振興計画については、法令の義務付けがなくなり、計画期間についても流動的であるが、現時点では、従来どおり10年間の基本構想を想定して、前期計画の終了年度に合わせたものである。環境基本計画の計画期間は、必要に応じて見直しを行うと明記しているので、総合振興計画の計画期間に変更が生じた場合は、環境や社会情勢の変化を勘案しながら、必要と判断した場合は、変更することも検討していきたい。
- ・エネルギー問題では、低炭素についての議論があり、新たな視点として追加した。
- ・パブリック・コメントは、206件とたくさんのご意見をいただいたが、大幅な変更を要するご意見はなかった。一番の変更は、水は資源という考え方から「水資源」と表記していたものを、「これでは水を活用して何か新たなものを生み出すものと勘違いしてしまう」とのご意見により、「水」あるいは「水環境」などの表記に変更した。その他はほとんどが文言の修正などであり、ほぼ反映している。

(中島学校教育部長)

- ・109頁のアンケート調査の問1で、朝霞市内で好きなところ3か所を聞いているが、どのような回答があったのか。

(清水環境保全課長)

- ・自由記入したものを分類毎に分けた集計表では、公園が72.1%、商店街が39.5%、自宅・友達の家が27.5%であった。

(高橋都市建設部長)

- ・環境目標3の「魅力あるまちなみの創造」の中に、3-3「環境に配慮した交通手段」が位置付けられているが、これは環境目標4の「低炭素・循環型社会の構築」に位置付けるべきものではないのか。
- ・37頁の青い線の関係であるが、重点的取組にしている施策と、重点的取組にしていない施策の違いは何か。すべての施策が、どの重点的取組にも位置付いていない個別目標などもあり、重要な分野と考えていないと捉えられてしまうのではないのか。

(清水環境保全課長)

- ・第1次環境基本計画では、まちなみの景観の中に含めていたものであり、第2次環境基本計画では、ハード面の意味合いが強いと判断し、ここに位置付けた。
- ・重点的取組の考え方を決め、この取組を構成する上で重要なものを選定している。

(田中審議監)

- ・環境パートナーシップを重点的に取り組んでいくという理由の方が良いのではないかと。

(清水環境保全課長)

- ・了解した。

(中村健康づくり部長)

- ・37頁において、「放射性物質による環境汚染への対応」が浮いている状態になっているが、これは環境目標1の「健全な環境の確保」に含めて良いのではないかと。
- ・環境目標3の「魅力あるまちなみの創造」は、全体的に違和感がある。3-2-4「不法投棄の防止」は、環境目標1の「健康な環境の確保」の中に位置付けられるのではないかと。他のものも別の環境目標に分割できるのではないかと。

(清水環境保全課長)

- ・審議会や策定委員会でも議論があった。当初は1-4-1「有害物質等環境リスクの低減」に位置付けていたが、埼玉県環境基本計画(案)の「放射性物質への対応」を参考に、現況、課題、対応に記述を変更し、市として取り組む姿勢を示した。現在、放射性物質に関しては環境基本法に含まれていなく、まだ国の基準は定まっていないため浮いた状態になっているが、今後法改正が行われるため、動向を注視していく。
- ・環境目標3の「魅力あるまちなみの創造」は、第1次環境基本計画を踏襲し、基本計画に盛り込んだ。

(田中審議監)

- ・国の動向を見るのはいいが、自治体には自治体の姿勢が必要であり、今後の方向性を示した方がいいという危惧はある。国との整合性のため、現在のような形をとったという説明が必要である。また、記述は変えられなくとも、市としての対応は考えておく必要がある。
- ・現在、風評被害対策のためにも、市から放射能に対する正しい情報を発信しているが、このような取組を継続していき、もっと外にアピールすれば良い。

(清水環境保全課長)

- ・了解した。

(高橋都市建設部長)

- ・43頁の「土壌汚染の防止」の2つ目において、指導を行うとあるが、具体的にはどのようなことを行うのか。
- ・45頁の「主な環境課題」の1つ目において、対策が必要とあるが、どのようなことか。
- ・66頁の「公共交通利用環境の向上」の中に路線バスの関係性を載せるべきである。
- ・88頁の「水辺づくり」の2つ目において、黒目川緑地とあるが、現在はわくわく田島緑地に名称変更しているため、修正をお願いする。また、雨水の浸透対策は、括弧書きの部分とほぼ重複しており、括弧書きを入れる必要性が不明である。同様に名称の修正をお願いする。

(清水環境保全課長)

- ・ 土壌汚染の指導権限は県にあるが、県に任せきりにすることはできないため、県職員に同行する。
- ・ 今年4月の権限移譲により、市での騒音規制が可能となる。また、告示も市で行うこととなっている。
- ・ 路線バスの関係と名称変更2点については修正を行う。

(小林総務部長)

- ・ 37頁の図であるが、このままでは分かりづらく、87頁に詳細も載せてあるため、もっと簡単に表記方法を変えてはどうか。また、「4つの環」を強調したらどうか。

(清水環境保全課長)

- ・ 修正する。

(安田福祉部長)

- ・ 騒音の防止などの関係であると思うが、1-3は「明るく静かなまち」ではなく「明るく住みよいまち」の方が良いのではないか。

(清水環境保全課長)

- ・ 修正する。

【結果】

- ・ 本件については、一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

(2) 第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画(案)について

【説明】

(石井福祉課長)

- ・ 計画概要をご覧いただきたい。上段に記載してある障害者プランについては、障害者基本法に基づく計画であり、障害福祉に関する基本方針を定めるものである。下段の障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく計画であり、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保のための方策などを定めるものである。
- ・ 両計画の計画期間が本年度で終了することから、平成24年度を初年度とする第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画を併せて、本年度策定することとした。
- ・ なお、両計画の計画期間は、第4次朝霞市障害者プランが5か年、第3期朝霞市障害福祉計画が3か年である。
- ・ 策定経過であるが、関係団体聞き取り調査を障害者団体等13団体に対して実施した。また、アンケート調査を障害当事者、介助者、ボランティア計5,550人に対して実施し、回収数は1,768件、回収率は31.9%であった。また、策定委員会を6回、障害者プラン推進委員会を2回、障害者自立支援協議会を2回開催している。
- ・ パブリック・コメントについては、11人から23件のご意見をいただき、職員コメン

トでは、4人から20件のコメントをいただいた。

- ・以上のような経過を経て、1月30日に策定委員会委員長である文京学院大学の西條准教授から市長へ報告が提出されたところである。

(奥田福祉課主幹兼課長補佐)

- ・今回、計画書における全般事項として、「障害者」という表記を、「障害のある人」という柔らかい表記に改め、統一して記述している。また、各頁左右下に黒の大きな正方形で、視覚障害者用SPコードを付加している。
- ・市長あいさつの次に目次があるが、その次からが障害者プランとなっており、68頁からが障害福祉計画という構成となっている。
- ・2頁をご覧いただきたい。2頁では基本理念、3頁では諸計画との整合、計画の期間などについて図示している。
- ・4頁をご覧いただきたい。4頁には市の概要、5頁には人口、世帯の動向と、以降7頁まで続いている。8頁からは、障害のある人の状況、身体、知的、精神と以降、12頁までの記述となっている。
- ・13頁から26頁まではアンケート調査及び13団体から行った聞き取り調査の内容とその結果のまとめである。
- ・27頁であるが、計画の基本理念のもとに6つの基本目標を定めている。29頁をご覧いただくと、その6つの基本目標に黒塗り部分10の大柱、その右に25の中柱という構成になっており、次頁以降で各施策を位置付けている。
- ・なお、黒の四角で表示しているのが各施策であり、総施策数は全体で114施策である。
- ・35頁をご覧いただきたい。障害のある人に対する虐待防止関係の施策を追加しており、障害者虐待防止法が昨年6月24日に成立し本年10月から施行されることに伴い、虐待防止対策などについて記述したものである。
- ・39頁の黒四角の一番上をご覧いただきたい。相談支援体制の整備では、昨年4月から本市単独で開始した「はあとぴあ障害者相談支援センター」について、その充実を図る旨記述した。
- ・47頁をご覧いただきたい。上から2つ目の施策であるが、障害のある子どもへの支援を記述した。平成22年12月に障害者自立支援法、児童福祉法などが改正され、平成23年10月施行、平成24年4月施行と2段階施行されることを踏まえて、児童発達支援センター事業、育み支援バーチャルセンター事業など障害のある子どもへの支援を盛り込んだものである。
- ・48頁上から3つ目に市が実施する日中一時支援事業の充実、同頁一番下に、緊急時の支援として手話通訳者の緊急時派遣、49頁一番上の行に、本年度から実施する障害者緊急通報システムの導入などを位置付けた。
- ・58頁の就労継続支援においては、昨年4月はあとぴあの知的障害者授産施設が障害者自立支援法に定める新体系施設に移行したこと、また、市が業務発注に努めることなどを改めて記述したところである。

- ・ 69頁をご覧いただきたい。ここからは障害福祉計画である。この計画は、法定の障害福祉サービスや市が実施すべき地域生活支援事業等の見込みなどを立てるものであり、法律を抜粋したものである。
- ・ 一例として、76頁をご覧いただきたい。訪問系サービスとして居宅介護、重度訪問介護などの内容について記載し、80頁をご覧いただくと、これまでの実績と今後の見込を表とグラフ化して表示している。以降、その他の法定サービスごとに104頁まで続いている。
- ・ 105頁をご覧いただきたい。市の実施すべき地域生活支援事業の一覧表示を記載しており、次頁以降に個々の内容を記載している。
- ・ 障害福祉計画の主な変更点であるが、平成22年12月の障害者自立支援法の改正を受けて記述を追加している。
- ・ 77頁であるが、新たな法定サービスとして、重度視覚障害者が利用する同行援護、同じく104頁には、新たな法定事業として地域移行支援、地域定着支援などを盛り込んでいる。
- ・ 109頁をご覧いただきたい。成年後見制度利用支援事業が市の必須事業として位置付けられたため、その支援を図る旨の記述と今後の見込みなどについて表記した。
- ・ 128頁では計画の進行管理体制など、131頁からは資料編となっており、策定の経過などについて掲載している。

【意見等】

(高橋都市建設部長)

- ・ 60頁の②「歩行空間の整備」の2点目「交通安全施設の整備」の中で、エスコートゾーンについて記載されているが、エスコートゾーンは雨の日のスリップなどの影響もあり、現状設置する箇所が見込まれないため、削除した方が良いのではないかと。
- ・ 61頁の③「公共施設・建築物の整備」の囲みの中の「障害のある人用のトイレ」とあるところは、「多目的利用トイレ」などに文言を修正してはどうか。併せて62頁の「公園の整備」についても同様をお願いする。
- ・ 62頁の④「住宅環境の整備」において、「障害に応じたバリアフリー仕様の導入を促進する」とあるが、市ではこのような促進を行っていないため、削除した方が良いと思われる。

(石井福祉課長)

- ・ 了解した。確認して、必要に応じて修正する。

(田中審議監)

- ・ 自立支援協議会では、どのような活動がされているのか。

(奥田福祉課主幹兼課長補佐)

- ・ 地域の課題について議論をしており、障害福祉計画の進行管理もしていただいている。

(高橋都市建設部長)

- ・障害者プラン推進委員会での評価はどうなっているのか。
(奥田福祉課主幹兼課長補佐)
- ・障害者プランにおいては、毎年各課に実施状況を照会しており、出てきた調書をもとに議論していただいているが、調書はいずれもAやBの評価が多く、推進できていると評価していただいている。
- ・障害福祉計画においても、自立支援協議会及び障害者プラン推進委員会に諮っており、同様の評価をいただいている。
(中村健康づくり部長)
- ・35頁の障害者虐待防止センター機能の充実とあるが、障害者虐待防止センターという施設を建てるのか。
(奥田福祉課主幹兼課長補佐)
- ・施設の建設等は予定しておらず、機能を充実させるという内容である。また、関係機関と連携も図っていく必要があると考えている。
(田中審議監)
- ・専門スタッフは配置するのか。
(奥田福祉課主幹兼課長補佐)
- ・今後、国などから細かな指針が出されると考えられるため、その指針を待つて対応を図りたい。
(田中審議監)
- ・一時保護の関係はどう変わったのか。
(奥田福祉課主幹兼課長補佐)
- ・市の立ち入り検査ができるようになり、虐待を発見した者に対しては、通報義務が課されるよう法整備が行われた。少なからず、障害者の虐待は存在しており、福祉課が中心となって対応していく。
(佐藤市民環境部長)
- ・パブリック・コメントはどう取り入れたのか。
(奥田福祉課主幹兼課長補佐)
- ・パブリック・コメントは、23件のご意見をいただいた。主なものとして障害者の家族への支援を充実してほしいというご意見があり、障害者自身への支援の充実が、一番の家族への支援の充実になると考えたため、障害福祉サービスのさらなる充実を盛り込んだ。そのほかにも、成年後見制度の普及や障害者の就労支援の場として、就労支援センターの活用を明文化した。
(中島学校教育部長)
- ・55頁の「特別支援教育の充実」にある、補助員・支援員への研修とはどのようなものか。職員間の研修か、あるいは違った特別な研修であるのか。
(奥田福祉課主幹兼課長補佐)
- ・確認する。

(小林総務部長)

- ・全体的に積極的な記載内容となっているが、担当課とは十分に話し合いは行われているのか。例えば「緊急時の体制整備」において、「防災行政無線の固定局を設置し、地域の緊急時の体制整備を推進します。」とあるが、防災行政無線は耳が悪い人には効果が薄く、地域の緊急時の体制整備を解消したことにはならないと思うが、ここは削除した方が良いのではないか。「緊急時の体制整備」ののところには、エリアメールや緊急連絡網の関係を明記してはどうか。

(田中審議監)

- ・地域の緊急時の体制整備は、「災害時における障害のある人への支援の充実」に含められないか。要援護者のケア等は大きな課題といえる。

(奥田福祉課主幹兼課長補佐)

- ・担当課とは話し合いを行ってきたが、その点は適切な表現になるよう修正したい。

【結果】

- ・本件については、一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

(3) 第5期朝霞市高齢者福祉計画(案)について

【説明】

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・高齢者福祉計画は、介護保険制度が導入された平成12年度から始まり、3年に1度の介護保険事業計画の見直しも含めた計画である。
- ・なお、今回の第5期高齢者福祉計画は、平成24年度から平成26年度の3年間の計画である。
- ・第5期高齢者福祉計画は、在宅介護サービスや施設整備など介護保険サービスの給付見込み量を計画し、介護保険料の算定などを行うものである。策定経過については、高齢者福祉計画推進会議を、平成22年度は4回開催し、主に、アンケート調査の内容を検討し、結果のとりまとめを行った。平成23年度は、2月10日までに会議を5回開催し、主に介護保険の給付サービス見込み量の推計や、施設整備計画、介護保険料の算定、高齢者の一般施策、パブリック・コメントなどを行った。
- ・なお、2月1日からパブリック・コメントを実施しているが、現在まで、市民の方から1件、職員から2件のご意見をいただいております、2月10日に開催した第5回会議でパブリック・コメントのご意見についても議題とした。
- ・資料1の表紙をめくっていただくと、目次があり、1頁から7頁の「第1章 計画の前提」から36頁から68頁までの「第5章 介護保険事業の見込みと保険料設定」までとなっている。

- ・これまでの第3期、第4期高齢者福祉計画の基本理念でもある「長寿を楽しみ喜べる朝霞の創造」という理念は、介護保険制度が大きく転換した平成18年度に掲げたものであり、第5期においても理念は継承するが、平成18年度から創設された、地域密着型サービスの充実を図り、地域包括支援センターの相談支援体制の充実を図るなど、具体的な対応を図るため、基本理念の副題として、「住み慣れたまち朝霞で住み続けていくために」を追加し、第5期高齢者福祉計画は、第6期以降の超高齢社会へ向けた準備段階と位置付けたものである。
- ・第4期高齢者福祉計画からの主な変更点については、①施設整備については、既存のグループホームなどの拡充を図る中、第5期高齢者福祉計画で創設された新たなサービスである「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を平成26年度に導入すること。②ケアマネジメント機能の強化のため、5か所ある地域包括支援センターの機能を充実させるため、相談員の体制を現行の3人から4人体制にして、増加する高齢者の相談に対応していくこと。③高齢者の見守り施策としては、既存の施策の他、平成24年度に「安心見守り連絡カード」の配付という新たな施策を実施することや、地域の中での連携を強化して、地域での支え合いづくりの充実を図ること、の3点である。
- ・1頁の計画策定の背景・趣旨であるが、上から4行目にあるように、平成27年には団塊の世代が65歳以上になり、高齢者の急速な増加が見込まれ、超高齢社会を迎えること、また、上から8行目にあるように、要介護状態になっても、住み慣れた地域で継続して生活ができるように、地域包括ケアの考え方（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス）を継続して取り組むこと、この2つが計画の前提となっている。
- ・3頁の計画の期間は、表にあるとおり平成24年度から平成26年度の3年間の計画である。
- ・4頁の「5 計画の取組み」には、①地域包括ケアの推進、②介護サービス基盤整備、5頁の③介護サービスの質的向上、④介護予防の推進、⑤認知症高齢者支援対策の推進、⑥高齢者の積極的な社会参加、6頁の⑦高齢者の居住に係る施策との連携の7項目について検討を行い、推進していきたいと考えている。
- ・7頁は、「地域包括ケアシステムのイメージ」であるが、介護・医療・予防・住まい・生活支援の5つが一体的に関わりを持っているのを表す図となっている。
- ・8頁からは、高齢者の現状として、人口の推移や9頁の世帯の状況など、11頁からは今後の高齢者人口の推計、12頁の介護認定者数の推移などについて記載している。
- ・14頁では、平成18年度からの第3期高齢者福祉計画、平成21年度からの第4期高齢者福祉計画に続いて、第5期高齢者福祉計画も基本理念である「長寿をともに楽しむ喜べる朝霞の創造」は継承するが、地域密着型サービスの充実を図り、地域包括支援センターの相談支援体制の充実を図るなど、具体的な対応を図るため、基本理念の副題として、「住み慣れたまち朝霞で住み続けていくために」を追加した。
- ・15頁であるが、「施策目標1 地域における生きがいづくりや社会参加を支援します」、「施策目標2 健康づくり・介護予防を支援します」、「施策目標3 住み慣れた地域で

暮らせる自立のためのサービスを確立します」、「施策目標4 安心・安全な生活ができる環境を整備します」の4つの施策目標を掲げた。また、22頁は、地域包括支援センターについて、5つの圏域と役割について記載しており、本文中4行目にあるように、地域包括支援センターが中心となって、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、高齢者の見守りネットワークづくりを進めるとの内容になっている。

- ・23頁からの施策の具体的な展開については、施策目標1では、24頁の菱形の6番目「地域活動を始めようとするシニア世代への支援」を追加したほか、内容の見直しを行った。
- ・25頁からの施策目標2では、菱形の1番目「高齢者を対象とした筋力向上トレーニング等の介護予防教室の実施」において、昨年度から開始した「けんこうサロン」を追加した。また、菱形の2番目「介護予防の普及・啓発」では、同じく、昨年度から実施している「介護の日イベント」について追加したほか、26頁の介護予防の推進については、事業名称などの変更があり全体的な修正を行った。
- ・27頁からの施策目標3では、菱形の1番目「介護サービス基盤の整備」において、既存のグループホームの拡充のほか、新たに創設されたサービスについても整備を行う旨追加したが、パブリック・コメントの中で、職員から高齢者の住宅確保について追加する必要があるとのご意見があったため、新たに創設されたサービスの後に括弧書きで、新たに創設された（「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、サービス付き高齢者向け住宅」）の追加を考えている。これは、2月10日に開催した第5回高齢者福祉計画推進会議に2件のパブリック・コメントを議題とした結果、追加することとする。
- ・30頁の（5）ケアマネジメント機能の強化では、これまで市内5か所にある地域包括支援センターのより一層の機能の強化を図っていくために、各包括支援センターの相談員を平成24年度から、現行の3人体制から4人体制に増員する。
- ・施策目標の4番目は、32頁から35頁になるが、成年後見制度の普及啓発や介護者、特に家族介護者への支援について記載しており、34頁の（4）見守りの充実については、力を入れたい内容であるため、1つの施策として独立させ、「公助の部分」市の施策（ヤクルト配付、安心見守りシステム、配食サービス）を掲載した。また、（5）地域支え合いづくりの体制強化では、今年度から組合と協定を結んで実施している、新聞販売店による見守り事業や自治会・町内会などと連携して行っている災害時要援護者対策など、市役所だけでは実施できない事業であり、いわゆる「共助の部分」として取りまとめている。
- ・36頁は、平成21年度から23年度における介護保険サービスの現状として、サービス利用者の推移や給付費の推移について、38頁からは各居宅サービスの平成21年度から23年度の実績と平成24年度から26年度の利用見込みについて、49頁からは地域密着型サービスの実績及び利用見込みについて、となっている。
- ・49頁の②認知症デイサービス、50頁の④認知症高齢者グループホーム、51頁の⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に

については、今期の計画で利用の増加を見込んでいる。また、52頁の⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、新たに創設されたサービスであるが、平成26年度の整備を予定している。

- 55頁の施設サービスについては、①特別養護老人ホームの朝光苑の入所定員を平成25年度から、利用の増加を見込んで、現在の70名から75名への増床を予定している。
- 59頁であるが、地域支援事業は、①介護予防事業、②包括的支援事業については市が実施することが法定されている事業で、③任意事業、④介護予防・日常生活支援総合事業は、市が必要に応じて実施する任意事業となっている。
- 介護予防事業は要支援・要介護状態となる可能性の高い二次予防対象者を把握し、介護を必要としない状態を維持していけるようにするための二次予防事業と、元気高齢者を増やしていくための一次予防事業があり、65頁の包括的支援事業については、地域包括支援センターの相談内容別件数を掲載している。
- 66頁の任意事業は、介護給付適正化事業、家族介護支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業を実施しているが、67頁にある第5期高齢者福祉計画から始まる介護予防・日常生活支援総合事業については、一般施策と重複する点や予算の裏付けもないため、今期の計画では見込んでいない。
- 69頁から第5期の介護保険サービスに基づいて、介護保険料を算定したところ、70頁及び71頁で保険料段階が、現行（第4期）の10段階から、第5期は13段階に区分を増やし、75頁の一番下、保険料の基準額を第4期の3,500円から第5期は4,125円となっている。
- 76頁から77頁は、第6章計画の推進にあたって、市民の声を反映した推進、市民・関係団体等と連携した推進について記載している。
- なお、77頁からは、資料編として、昨年実施したアンケート結果、121頁からは第4期における高齢者一般施策の実施状況、131頁から132頁は、高齢者福祉計画推進会議の委員名簿、133頁から134頁は推進会議の経過、135頁から136頁は要綱、137頁から139頁はパブリック・コメント、140頁から142頁は用語集となっている。

【意見等】

(佐藤市民環境部長)

- 55頁の介護老人福祉施設や介護老人保健施設は、ショートステイの減員は行わないのか。また、56頁の介護療養型医療施設は、廃止にしないということか。

(平塚長寿はつらつ課専門員兼介護サービス係長)

- ショートステイの減員は行わない。介護老人福祉施設の60人の増員は、朝光苑の定員5人増を12か月で計算したためである。介護療養型医療施設については、以前、国から廃止にするという通知があったが、8万6千人もの病床の対応が進んでいないため、

その後6年間の延長の通知があり、平成29年度末まで継続することとなった。

(高橋都市建設部長)

- ・全体の構成の中で、何故ここで第5章の内容が入ってくるのかが、市民には分かりづら
いように感じる。

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・第5章は介護保険事業計画の部分であり、この計画の影響で保険料に変更が生じるため
掲載している。高齢者福祉計画は、介護保険事業計画を包含しており、介護保険事業計
画の内容が急に入り込んでしまうため、分かりづらくなっているのかもしれない。

(中村健康づくり部長)

- ・第5章の見出しの部分に括弧書きを加える等すれば分かりやすいのではないか。

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・分かりやすいように修正する。

(佐藤市民環境部長)

- ・介護給付やサービス事業の利用など、サービスの見込みを増やすと介護保険料も増えて
しまうがどのように対応するのか。

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・一通りのサービスは計画の中に位置付けているが、時期をずらすことによって、急激な
事業費の増加を防いでいる。

(関根会計管理者)

- ・14頁に新たな高齢者像とあるが、具体的には何か。
- ・同じく14頁の基本理念を表紙に入れてはどうか。

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・団塊の世代を想定しており、具体的には24頁の6つ目「地域活動を始めようとするシ
ニア世代への支援」が実施内容である。
- ・基本理念の表紙への印刷は、市長あいさつ等を含める際に、併せて行う予定である。

(小林総務部長)

- ・一般会計からの持ち出しは増えるのか。特に施設関係はないのか。

(平塚長寿はつらつ課専門員兼介護サービス係長)

- ・負担割合は、12.5%で、平成24年度以降も継続する。施設関係は特にない。

【結果】

- ・本件については、一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。